

平成19年(ワ)第22064号 戯曲上演権確認請求事件

原告 新宿梁山泊

被告 鄭 義信

求釈明申立書 (2)

2007年9月4日

東京地方裁判所民事第40部1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

1、昨日、被告代理人が訴訟記録を閲覧したところ、原告提出の原告劇団の「組織規約」なるものが原告劇団の結成当時である1987年6月2日作成となっていることを初めて知り、驚愕している。なぜなら、原告劇団の結成当時、これに参加した被告は、結成メンバーとそのような組織規約を作成したこともなければ、組織規約の存在を聞いたことも見たこともなかったからである(仮にこうした組織規約があるとしても、てっきりそれは被告が原告劇団を退団した1995年以後に作成されたものだろうと想像していた)。

本件裁判は、いわゆる権利能力なき社団による訴え提起であるが、以上の点からして、果して原告が権利能力なき社団に該当するのか極めて疑わしい。

のみならず、権利能力なき社団と言い得るためには、「団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」(最高裁昭和39年10月15日判決)ところ、原告劇団は、もっぱら座長金守珍氏ひとりの判断で運営が決定され、もし座長金守珍氏がいなくなれば原告劇団は解散するほかないと思われるという意味で、「構成員の変更により劇団そのものが存続しなくなる」ものである。

2、また仮に百歩譲って、原告が権利能力なき社団に該当するとしても、さらに、次の問題がある。

すなわち、本件裁判において、原告は「それからの夏」と「人魚伝説」(以下、総称して本件作品という)が共同著作物であることを理由に、本件作品の上演

権が原告にあることの確認を求めているが、他方で、これら共同著作物は被告のみならず原告劇団の《役者らおよび演出家》の手で作成されたと主張している。言い換えれば、被告と《役者らおよび演出家》が本件作品の共同の著作権者であるという主張である。そうであれば、本件裁判の請求の趣旨も「本件作品の上演権は特定の《役者らおよび演出家》にある」と言うべきであろう。それがどうして、上演権の保持者が特定の《役者らおよび演出家》ではなく原告劇団になるのか、被告にはさっぱり理解できない。

3、なぜ、被告がこのようなことを取り上げるかということ、被告もまた、今回の裁判の中で、新宿梁山泊側に本件作品の上演権がないことを明らかにして、この種の紛争に終止符を打ちたいと切望しているからである。ところが、原告の当事者能力や当事者適格が覚束ないようでは本件裁判に取り組む意味がない。

よって、紛争の一次的解決の要請と裁判の迅速かつ適切な審理のために、原告の当事者能力や当事者適格の吟味の観点から、原告に対し、早急に下記の事実を明らかにされるよう求める。

記

- 1、原告提出の「組織規約」(1987年6月2日作成)はいつ、誰がどのように協議して作成したのか、作成の経緯について明らかにされたい。
- 2、本件作品が被告と《役者らおよび演出家》の共同著作物だと主張するのであれば、そこから、どうして「原告が本件作品の上演権を有する」という請求の趣旨が導けるのか、その関係を明らかにされたい。
- 3、もし2を争い、本件作品が被告と原告劇団の共同著作物だと主張するのであれば、本件作品は被告のみならず《役者らおよび演出家》の手で作成されたという原告主張からどうして「本件作品が被告と原告劇団の共同著作物」という帰結が導けるのか、その関係を明らかにされたい。

以上